

「情報公開文書」

受付番号：2020-4-144

課題名：妊娠中の母体体重増加量と出生体重の関連性に影響する、親と児の遺伝的背景の解明

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・教授・栗山進一

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査に参加しており、全ゲノム情報が得られている父親・母親・子どもの方々。また、お子さんの祖父母の方々。

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2021年1月（倫理委員会承認後）～2022年3月

【研究目的】

出生体重は、大人になってからの様々な病気の発症と関連することが知られています。先進諸国のなかでも我が国の出生体重は低く、最近数十年にわたって高い低出生体重児率が続いています。望ましい出生体重を導くために、母体の妊娠中体重増加量の適正範囲を決めることは重要です。現在、妊婦の Body mass index (BMI)ごとに区分された一律の妊娠中体重増加量の適正值が提案されていますが、必ずしも確立されたものではありません。特に、母体の体重増加分と出生体重との関係についての研究はまだ十分なものではありません。我々は、昨年、一律に妊婦の体重増加を大きくしても、必ずしも出生体重の増加を見込めるわけではない可能性を指摘しました。妊娠中の母体の体重増加に伴い出生体重が大きくなる場合もあれば、母体体重がいくら増えても出生体重の増加には効果的では無い場合もあることがわかったのです。その違いに遺伝的背景が関係している可能性が考えられますが、これまでのところ、妊娠中体重増加量と出生体重との関連性に遺伝的背景がどのように影響するかは国内外を通じて全く明らかにされておられません。本研究の成果は、個の遺伝的背景の違いを配慮した新たな周産期管理法開発に役立つと考えられます。

【研究方法】

東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査で既にいただいたデータを使用します。遺伝統計学的手法を用いて、親または児の遺伝子型が、妊娠中の母体体重増加量と出生体重との関連性に対して、どのように影響を及ぼすのかを明らかにします。調査票より得られる喫煙等の環境要因の影響も考慮した統計解析を行います。

得られた解析結果は、東北メディカル・メガバンク計画三世代コホート調査の対象者の方々へのニュースレター等で報告させていただいたり、学会や論文等で報告する予定です。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

性別、年齢、家系情報等の基本情報、全ゲノム情報、母親の非妊時体重、分娩時体重、経産歴、多胎妊娠、在胎週数、児の性、出生時の児の身長・体重・頭囲・胸囲、胎盤重量、妊娠合併症の有無、母体基礎疾患、父母・祖父母の喫煙、飲酒、就労状況、家族構成、ストレス関連尺度（k6、CES-D、EPDS）、出生体重

4. 外部への試料・情報の提供

本研究は、東京医科歯科大学との共同研究により実施されます。本研究の実施主体は東京医科歯科大学です。

遺伝情報を含む個人を特定する可能性のある情報は東北メディカル・メガバンク機構のスーパーコンピュータ内で管理します。東京医科歯科大学は東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータにアクセスして解析します。

5. 関係研究組織

東京医科歯科大学

宮坂 尚幸 教授

※なお、本研究には福島県立医科大学も参画し、研究の実施方法や結果の解釈をいたしますが、データ自体の提供はございません。

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室

〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合